

令和 6 年度第 3 回埼玉県児童福祉審議会議事録

令和6年度第3回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和6年11月8日（金）

10時～11時半

場所：Web開催

1 開会

2 福祉部長あいさつ

3 審議事項

（1）「埼玉県子ども・若者計画（仮称）」について（計画案）

（2）児童養護部会の審議経過について

（3）「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」について

4 閉会

出席委員（15名） ※委員長・副委員長以下50音順

田 口 伸 委員長	寺 菌 さおり 副委員長
逢 澤 圭一郎 委員	石 丸 靖 子 委員
川 澄 馨 子 委員	神 山 幸 恵 委員
清 水 将 之 委員	菅 原 文 仁 委員
鈴 木 勝 委員	塚 越 優 子 委員
長 根 亜紀子 委員	福 田 由美子 委員
藤 野 美佐子 委員	保 角 美 代 委員
本 田 尚 美 委員	

欠席委員（3名）

坂 本 仁 志 委員	峯 眞 人 委員
若 山 清 和 委員	

◎ 開 会

○ 司会（こども政策課 今井副課長）

定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第3回埼玉県児童福祉審議会を開催いたします。

本日は大変お忙しいところ御出席いただき誠にありがとうございます。本日はWebによる開催とさせていただきますことにも御理解いただきありがとうございます。私はこども政策課の今井と申します。議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

初めに資料は事前に送付しておりますが、御確認をいただいて資料がお手元にならない場合はチャット等で御連絡をいただければと思います。

次に、会議の公開について御説明させていただきます。埼玉県児童福祉審議会規則第9条により、会議は公開とし、出席委員の3分の2以上の議決があった場合は公開しないことができるとされております。本日の会議は原則に基づき公開といたします。

続いて、本日は傍聴される方はいらっしゃいません。

◎ 福祉部長あいさつ

○ 司会

それでは福祉部長の細野から御挨拶を申し上げます。部長お願いいたします。

○ 細野福祉部長

福祉部長の細野でございます。本日はお忙しい中、第3回埼玉県児童福祉審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今日はすみません。このようなラフな格好をさせていただいていますけれども、実は埼玉県では、2年後ですが、「ねりんピック」というものを開催いたします。県内の市町村にも大変御協力をいただいて様々な競技を行います。そのPRも兼ねまして、このようなジャンパーを作りましたので、大変恐縮でございますが、今日はこのジャンパーを着て出席をさせていただきました。よろしくお願いします。

ちょっと数分お話をさせていただきたいと思います。まず本日の議題、3件ございますけれども、そのうちの1件目でございます。「埼玉県こども・若者計画（仮称）」についてということで、これが本日のメインテーマじゃないかなというふうに感じております。これはですね、国の方が、昨年、こども基本法を施行し、そのあと昨年の12月にこども大綱が閣議決定されました。そしてこどもまんなか社会の実現に向けて国が非常に動き出しているという関係もございます。そこに加えてですね、この度、9月議会においてですね、埼玉県議会において、「こども・若者基本条例」というものが議員提案されまして、この条例が可決されました。そして10

月 18 日に公布、施行されました。これは大変先進的で素晴らしいことだと思いますけれども、この条例も踏まえまして、今回、「こども・若者計画（仮称）」というものを私どもの方で案を作らせていただきましたので、御審議をいただきたいと思います。法律、条例が施行されて初めて県がこどもに関する計画を作るのがこちらです。従来からの子育て応援行動計画がありましたけれども、今回の基本法、基本条例が制定されてからは、初めての計画となりますので、俗な言い方をすればですね、いい計画を作りたいと言うのは私どもの思いでございますので、どうぞ委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を賜ればというふうに考えております。

それから、議題の 3 番目でございますが、一時保護施設の設備及び運営に関する基準です。こちらでも国が基準を定めまして、本年度中に県として条例を定める必要がございます。こどもの一時保護施設の関係でございます、極めて重要な内容でございますので、こちらにつきましても御意見いただければと考えております。

大変ボリュームがたくさんではございますけれども、どうぞ、この後、活発な御審議をいただければというふうに考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 委員紹介

○ 司会

続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

委員長 田口伸様。

○ 田口委員長

田口です。よろしくお願いいたします。

○ 司会

副委員長、寺菌さおり様。

○ 寺菌副委員長

寺菌です。よろしくお願いいたします。

○ 司会

委員長、副委員長の次に、各委員を 50 音順にお呼びいたします。逢澤圭一郎様。石丸靖子様。川澄馨子様。神山幸恵様。清水将之様。菅原文仁様。鈴木勝様。塚越優子様。福田由美子様。藤野美佐子様。保角美代様。本田尚美様。なお、坂本様、峯様、若山様におかれましては御欠席となります。また、長根様におかれましては少し遅れてのご出席予定と伺っております。

◎ 出席状況報告

○ 司会

続きまして、審議会の定足数について御説明いたします。埼玉県児童福祉審議会規則第6条第2項により、審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができないとされております。本日の審議会は委員18名中、現時点で14名の方が御出席いただいておりますので、審議会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

また、本日はWeb開催ですので、現在、初期設定で委員の皆様マイクがミュートになっておられますが、御発言いただく際にはそのマイクをオンにしてください。リアクションボタンで挙手をクリックしていただき、指名されましたらお名前をおっしゃってから御発言をお願いします。そして御発言が終わられましたらリアクションボタンで、手を降ろすをクリックしていただき、再びマイクをミュートにさせていただきようをお願いいたします。

それでは議事に入ります。ここからは、埼玉県児童福祉審議会規則第5条第1項の規定に基づき、田口委員長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○ 田口委員長

それでは次第に従いまして進行して参ります。

◎ 議事録署名委員選出

○ 田口委員長

審議事項に入る前に埼玉県児童福祉審議会規則第10条第2項に基づき、本日の議事録署名委員を指名いたします。長根委員、保角委員をお願いいたします。長根委員、保角委員には後日事務局より議事録の確認・署名を依頼いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、会議が始まりまして1時間ほどしましたら5分ほど休憩を入れたいと思いますので、あらかじめお知らせをしておきます。

◎ 議事

(1) 「埼玉県こども・若者計画（仮称）」（令和7～11年度）について（計画案）

○ 田口委員長

それでは議事に移りたいと思います。「審議事項3（1）埼玉県こども・若者計画（仮称）の計画案について」事務局から説明をお願いいたします。

○ 黒澤こども政策課長

はい。こども政策課長の黒澤でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

す。それでは私の方から、「埼玉県こども・若者計画（仮称）」の計画案について御説明をさせていただきます。

初めに資料1「埼玉県こども・若者計画（仮称）」計画案を御覧ください。こちらの資料が、計画案をまとめたものでございます。まず、計画の名称について説明申し上げます。これまで「埼玉県こども計画（仮称）」としておりましたが、「埼玉県こども・若者計画（仮称）」とさせていただきます。これは本計画が「埼玉県子育て応援行動計画」と「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」の両プランを統合するものであるため、また前回の児童福祉審議会で、「若者向けの施策も多く含まれるので、「若者」を計画名に入れてはどうか」との御意見をいただいたこと等によるものでございます。これまでの仮称で使用してきました「こども計画」という計画名もこども基本法や大綱を踏まえ、若者を含むものとして捉えておりましたが、前回の審議会での御意見等も踏まえて変更させていただいたところでございます。こども基本法では、「都道府県こども計画」というふうに規定されているところですが、皆様からも広く御意見をいただければと存じます。

続いて、計画の構成についてです。目次を御覧ください。構成は大きく、「第1章総論」、「第2章施策の展開」で構成しています。「第1章総論」では、計画の概要とデータ等を整理した「埼玉県こども・若者、子育てをめぐる現状」、そして「将来像」を記載しています。続いて「第2章施策の展開」です。こちらでは、「計画の体系」及び「計画の将来像」を実現するために実施する取組と、取組の状況を確認・評価する指標を計画の12の柱に紐づいて整理いたしました。

続きまして、計画の内容について御説明をいたします。まず、4ページから御覧ください。こちらに、「はじめに」として、計画の概要をまとめております。現行の「子育て応援行動計画」や、「青少年健全育成・支援プラン」もそれぞれ少子化対策や子育て支援、こども・若者の成長・活躍に取り組む旨を、この「計画策定の趣旨」で明示してきましたが、両計画策定後に施行された「こども基本法」や「こども大綱」を踏まえた「こどもまんなか社会の実現」を目指すことも含めて、本計画策定の趣旨をまとめております。なお、この「埼玉県こども・若者計画」は、こども基本法やこども大綱だけでなく、先般の9月定例会で成立し、10月18日に施行されました「埼玉県こども・若者基本条例」も踏まえて策定をさせておりますところ、この旨も、こちらの計画策定の趣旨及び計画の位置付けに記載をさせていただきたいと思えます。今回お送りした計画案では、その記載がなく大変申し訳ございません。

続きまして、6ページを御覧ください。6ページから44ページでは、「埼玉県のこども・若者、子育てをめぐる現状」として、県のこども・若者、子育てに関わる統計データなどを整理いたしました。

続きまして、前回の審議会で御確認をいただきました、「将来像」及び「計画の体系」を御説明させていただきます。45ページの「将来像」を御覧ください。前回の審議会での説明の繰

り返しとなりまして恐縮ですけれども、本計画では、「こどもまんなか社会」の実現を目指すものとして、具体的な将来像として3つの将来像を定めました。将来像1が、「こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会」。将来像2が「こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会」。将来像3が「こどもを生み育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会」です。

続く49ページから51ページまでが「計画の体系」となります。こちらも前回の審議会で御覧いただいた内容となりますが、計画の12の柱を将来像に合わせて体系的に整理しております。

ここまでが前回までの審議会で御確認をいただいた内容となります。「将来像」につきましては、計画の根幹となる部分でありまして、「計画の体系」は、計画全体を整理して形づくるものでありますので、前回までの御意見をもとに、文言など改めて改善させていただいた部分もございます。

これら「将来像」や「計画の体系」を踏まえ、以降の具体的な施策を整理させていただきました。

続きまして、52ページを御覧ください。52ページから98ページに具体的な取組を記載させていただきました。現行の「子育て応援行動計画」及び「青少年健全育成・支援プラン」に記載された取組のうち、今後も継続して取り組むものについては、引き続き本計画にも位置付けております。そして新たにに取り組む事業についても追加をしております。

新規の取組の例を幾つか御紹介をいたします。53ページの通し番号11をはじめとする、「こどもの意見表明の機会の提供」に関する取組は、この基本法の趣旨などを踏まえ、新たな取組として記載を追加しております。また、55ページの通し番号29「メタバース空間を活用した居場所づくり」など、新たに開始した取組についても記載をしております。78ページの通し番号255をはじめとする「こどもまんなか社会への気運醸成」、また、79ページの通し番号260をはじめとする「こども政策DXの推進」についても、本計画で新たに記載をしております。これらの新規の取組も含めまして、各取組を着実に実行し、計画の目指す将来像の実現を目指してまいります。

続きまして、99ページを御覧ください。本計画の指標案でございます。12の施策の柱に紐づく取組の進捗状況を確認し、評価するものとして、再掲を含め35、再掲を含まなければ30の指標案を設定いたしました。指標案については、資料2で詳しく御説明いたしますので、資料2を御覧いただければと存じます。

まず指標設定に当たっての基本的な考え方を御説明いたします。現行の「子育て応援行動計画」及び「青少年健全育成・支援プラン」の指標のうち、新しい計画においても、施策の達成状況の把握に有用と考えられるものは、引き続き指標として設定しております。また、こども大綱や他の県計画などの数値目標のうち、「埼玉県こども・若者計画（仮称）」が目指す「こ

どもまんなか社会」の実現に向けた指標として重要と考えられるものを指標に設定するとともに、必要な見直しを実施しました。

具体的な新規指標、継続指標については、資料の「指標名」の右隣の列にあります「新規」・「継続」の列を御覧ください。「継続」とありますのは、現行の「子育て応援行動計画」、または「青少年健全育成・支援プラン」からの継続指標になります。「新規」とありますが、この「こども・若者計画」に初めて位置付ける指標になりますが、他の県の計画や国の大綱などで何らかの位置付けをされているものについては、その計画名などを記載させていただきました。また「新規」の中に、説明として、「〇〇の代替指標」としているものについては、現行計画の指標から、より適切と考えられる指標に変更したのになります。

この資料2の4枚目に、現行計画で終了する指標一覧を記載いたしました。一定の役割を終えた指標や、より適切な指標に変更するものについては、指標としての設定を終了することとさせていただいております。これらの指標をもとに、計画が着実に実行されるよう、把握、評価してまいりたいと存じます。

続きまして、資料3を御覧ください。前回の審議会でいただいた御意見とその対応を整理したものととなります。冒頭に御説明いたしました計画名をはじめ、いただいた御意見を踏まえ、検討、修正をさせていただきました。

続きまして、資料4を御覧ください。こちらは「埼玉県こども・若者計画（仮称）」策定スケジュール案でございます。本日審議会で、計画案について皆様からいただいた御意見を踏まえ、可能な限り必要な修正を加えまして、11月下旬から県民コメントを開始し、併せて、こどもたちを対象としたアンケートシステム「さいたまけん こどものこえ」というシステムが稼働するところでございますが、こちらを活用したアンケートを実施する予定でございます。県民コメント終了後に、1月に入ってからになりますが、県民コメント反映後の計画案について、児童福祉審議会の皆様、作業部会の皆様に御意見をいただき、2月定例会での議案提出を行ってまいります。

最後に、資料5を御覧ください。こちらは10月下旬に開催しました作業部会の議事概要になります。委員の皆様からいただいた主な意見となります。資料の最終ページの○ですが、「計画名に「若者」を入れたことについて、広がりができた」との御意見をいただきました。ありがとうございます。また、指標の2ページ目の1つ目の○を御覧いただければと存じますが、「児童養護施設退所児童の大学等進学率」の指標について、目標値が低いのではないかとの御意見をいただきました。部会での御意見を踏まえ、本日御提示をさせていただいた指標案では、「希望する進路に進めた児童養護施設退所児童の割合」に修正をさせていただいたところでございますが、委員に送付をさせていただいた後に、庁内でも様々な意見がありましたことから、こちらは検討中の指標として、本日御意見をいただければと存じます。

私の御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 田口委員長

はい。説明ありがとうございました。これまで、計画の目指す将来像、そして施策の体系、特に施策の柱を中心に皆さんの御意見を賜ってまいりましたけれども、本日、具体的な施策とそれから指標、盛り込まれた案の説明がございました。ただいまの説明につきまして御質問、御意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

はい。保角委員どうぞ。

○ 保角委員

まだ皆さんからないようなので、前回と違っているところで、私たち埼玉県里親会で里親の制度の推進をしているのですが、今回、社会的養護のこどもたちの里親委託率が、前回100%としていたものが下がってしまいました。その経緯と理由を教えてくださいたいと思います。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございます。それでは事務局の方からお願いします。

○ 菊池こども安全課長

こども安全課長の菊池です。

作業部会の段階では、100%という国の数値の未就学75%、学齢期以上については50%ということを出させていただいたんですけれども、先ほど進学率のお話のときにもあったように、改めて部の中でも色々な意見があり、検討した結果ですね、やはり数字として現状も24%程度なので、そうした中では現実的ではないのではないかという話もありまして、令和8年度が5か年計画で現在36%を目指しているところで、現状ではかなり厳しいところがあるんですけれども、まずはそこを目指していくということと、その次につきましては、まず、一部政令市では確かにすごく高いところもあるんですけれども、いわゆる都道府県ベースにならしてみると、高い新潟県でも40%ちょっとという状況なので、まずはそうした状況を目指していこうという方がいいのではないかという考えになりまして、先ほど令和8年度36%ということでお話させていただきましたけれども、その数字のところ、未就学が大体概ね4割程度、学齢期以上3割程度でその数字になるんですけれども、令和8年度の目標がもし達成できましたら、次については、概ね1割程度、年々増やしていき、未就学率が5割程度、学齢期率で4割程度を目指す大体4割、42%になりますので、まずはそこを目指していこうという判断になりました。

保角委員がおっしゃるとおり、国の目標値については我々も十分理解をしておりますので、必ず頭の中には入っていますので、まずはできるところを頑張ってやっていき、先々はそうい

うこともきちんと分かっておりますので、今回はこの数字ということで御理解いただければと思います。以上になります。

○ 田口委員長

保角委員いかがでしょうか。

○ 保角委員

はい。色々な議論があったということで理解をいたしました。

それともう1つ、国の目標値では、年齢に合わせて目標値を変えているんですけども、埼玉県の場合は、一緒くたに今回は目標値41%ということで、特に乳幼児に関しては、国が100%を目指すってことになっていきますけれども、私もとてもその数字ってすごく大事だと思っていまして、里親委託される場合に、やっぱり年齢が上がれば上がるほど、里親さんとの愛着関係を結ぶのに困難な状況になります。それを考えるとやはり乳幼児に関してはきちっと目標値を定めて、小さいうちに里親家庭に委託できるような、そういう方法をとっていただきたいなっていうふうに思うんです。年齢に合わせて目標値を設定することについてはいかがでしょうか。

○ 田口委員長

はい。よろしくお願いします。

○ 菊池こども安全課長

我々も先ほどお話ししたとおり、今回42%ということで出させていただきましたけれども、年齢別については、一応概ね未就学については5割、3歳児未満も含めて未就学については5割程度、学齢期は4割程度まずは目指しておこうと思っていますので、委員おっしゃったとおりその年齢別について検討していくということが大事だと思いますので、改めてその辺も含めてどう公表していくかということについては、検討させていただきたいと思います。

以上になります。

○ 田口委員長

それでは、計画の中にもそういった形で盛り込んでいくということでよろしいでしょうか。

○ 菊池こども安全課長

それも含めてちょっと検討してまいりたいと思います。

○ 田口委員長

というようなお答えでしたがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは他の皆さんはいかがですか。それでは、感想も含めまして神山委員、いかがですか。

○ 神山委員

今の意見についてですか。

○ 田口委員長

いえ、それとは別のことで構いません。

○ 神山委員

私も今のことがすごく気になっていたので、保角委員から質問させていただいてよかったなと思っていて、腑に落ちたというか納得したところでございます。ありがとうございました。

○ 田口委員長

ありがとうございました。今ちょっと手が挙がりましたが、清水委員。どうぞ。

○ 清水委員

御質問よろしいでしょうか。何点かあります。まず 86 ページです。330 番の番号が付されているところで、「イ 保育人材の確保」というところですが、保育士の確保について、「保育士養成施設と連携し」と書いてあります。これは県内の保育士養成施設に限られることなのか、あるいは県外まで含まれることなのか、というところがまず 1 点目です。2 点目については、332 番のところなんです。け「幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえ、」という点で、最後のところ、「幼児教育を推進します」というふうに書かれています。この点、3 歳未満児、つまり 0 歳児、1 歳児、2 歳児が含まれますので、これは「乳幼児教育を推進します」というような書き方のほうが良いのではないかと思います。3 点目について、指標の 29 の後ろの方です。「規律ある態度」の点です。この表現が、おそらく学習指導要領等を参照されて示されているのではないかと考えられますが、かこの「規律ある態度」という表現について教えていただきたいなというふうに思います。

以上 3 点、すみません。よろしくお願いいたします。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございました。それではまず保育士養成施設と連携の関係で、事務局の方からお願いします。

○ 山崎こども支援課長

こども支援課長の山崎と申します。よろしくお願いします。まず1点目、保育士養成施設と連携ということで、県外、県内に限るのかどうかということですが、基本的には県内の保育士養成施設を考えておりますが、県外の保育士養成施設に対しましても、埼玉県内の就職の働きかけですとか、そういうことで実際に訪問して、働きかけをしていることもございますが、基本的には県内の保育士養成施設を念頭に置いてございます。それから、2点目 332 番のところですね、「幼児教育」のところを、「乳幼児教育」という表現の方がいいのではないかとということで、こちらについては内容をもう一度検討させていただいて計画に反映させていただきたいと思います。以上です。

○ 田口委員長

もう1点、指標案の29番「規律ある態度」についてですが、こちらの方は事務局の方いかがですか。

○ 義務教育指導課 芳賀指導主事

はい。義務教育指導課の芳賀でございます。いつも大変お世話になっております。

29番「規律ある態度」についてですが、こどもたちが社会の一員として守らなければならない行動の仕方を身に付けたりとか、時と場合に応じて自ら行動して、責任が取れる態度、そのようなものを取れるようにするということを目指したものとなっています。

○ 黒澤こども政策課長

芳賀さんすみません。今委員からもお話がありましたけれども、学習指導要領に定められているとか、あるいは国の方で何か定められている位置付けみたいなものはございますか。

○ 義務教育指導課 芳賀指導主事

そういったものではございません。県の教育振興基本計画に示されているものになります。

○ 細野福祉部長

そうすると、この言葉は県の教育委員会での生み出した言葉なんでしょうか。

○ 義務教育指導課 芳賀指導主事

はい。おっしゃるとおりでございます。

○ 細野福祉部長

それは、教育委員会が定めているその基本的な計画の中で、もう従来からある言葉という、そういう理解でいいんでしょうか。

○ 義務教育指導課 芳賀指導主事

はい、おっしゃるとおりです。

○ 清水委員

よろしいでしょうか。県の計画で既にそういったものが進行されていて、それが反映されている点は理解できました。しかし、今回の計画である「こども・若者計画」に大人目線の言葉が出現すると、誤解を招くのではないかという気がいたします。資料の中で補足をするなど、県で動き出しているその施策の中で使われている言葉を使用していることをこちらに入れましたという説明を入れていただくと、より明確になるのではないかなというような所感を持ちました。御説明ありがとうございます。以上です。

○ 義務教育指導課 芳賀指導主事

ありがとうございます。

○ 田口委員長

それでは他の方はいかがですか。それでは逢澤委員お願いします。

○ 逢澤委員

おはようございます。まず作業部会の皆様にはですね、計画策定に御尽力いただきましたことを感謝申し上げます。それでですね、これ全部読ませていただいたんですけども、特に埼玉県の現状のところから入っていくこの計画なんですけども、こども基本法やこども・若者基本条例の目的はこどもが健やかに成長することでありましてですね、少子化対策ではないというふうに考えるところであります。本計画に少子化対策に関する施策があることは理解いたしますけれども、書きぶりがこどもまんなか社会の理念に沿ったものとは言えないところもあるのかなと感じるところがあります。

本計画案のですね、具体的な取組についても修正を検討していい箇所もあるところですが、今後ですね、このこども・若者基本条例の条例策定プロジェクトチームでも精査して、また改めて御意見もさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。いろいろ1個ずつ言っていくと、大変多く御指摘しなきゃいけないところがあるものでですね、ここの審議会では1つ1つ言うと時間の問題もありますので、一応御意見として言わせ

ていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ 田口委員長

全体的な立場からのお話ということでございますね。事務局よろしいですか。

○ 事務局

はい。

○ 田口委員長

それでは他の方からまた御意見いただければと思います。では、保角委員お願いします。

○ 保角委員

すみません。策定作業部会のときに資料配布が非常に遅かったものですから、後ほど意見ということで、文章で意見を送らせていただいたんですが、すみません。そのチェックをしないまま今出席していて、若干チェックしてもどうなのかなっていうところなんですけど、そのお返事というのは後でいただけるということで、検討した結果をいただけるということで理解してよろしいのかということが1つ。あと先ほど清水委員からお話がありました、「規律ある態度」というところが私も非常に引っかかっておりまして、今でもですね、その指標を出すことが、不登校生徒をまた増やしてしまうのではないかなというふうに懸念しています。国でも、多分これから教育の現場というのが変えていく形になっていくのかなというふうに思うんですけども、埼玉県としてですね、この「規律ある態度」を指標の1つにすることの違和感というものをを感じるんですけども、皆さんの意見をぜひ聞いていただきたいなというふうに思います。以上です。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございました。部会に関することにつきましては、まずお願いします。

○ 黒澤こども政策課長

こども政策課です。前回の策定作業部会においては、資料の送付が大変遅れてしまいまして申し訳ございませんでした。その際に、後ほど御意見をいただきますということで、確か先週ぐらいに皆様から御意見をいただいていたところでございます。今回の審議会の資料には、こちらを反映するいとまがなかったものですから、こちらには反映しておりませんけれども、いただいた御意見については後ほど、検討状況等を御回答させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございました。

続きまして今、御意見がございましたのは、指標の案のところの 29 番目にあります「児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況」、こちらでよろしいでしょうか。こちらは指標として挙げることについてというような視点からの皆さんへの御意見を伺いたいということですが、いかがでしょうか。御意見等を伺いたいと思うのですが、川澄委員いかがですか。はい。よろしくお願いします。

○ 川澄委員

はい。そうですね、私もとても違和感を感じていて、規律の中身ってというのは、どういうふうなお考えがあって、どういう趣旨でこの言葉をこの計画の中に入れられたのかということをもっと伺いたいと思います。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございます。まずそちらの方からお聞きしてから、また皆さんから御意見をいただくということでよろしいでしょうか。それでは事務局の方お願いいたします。

○ こども政策課 関根主幹

こども政策課の関根と申します。まず、「規律ある態度」こちらの指標でございますが、今回のこども・若者計画の前身の 1 つであります青少年健全育成・支援プラン、こちらの方で指標として設定しているものでございます。それで、継続の指標として掲載をさせていただいたところでございます。

○ 川澄委員

すみません、もし可能であれば、具体的にそれによってどういうものを身に付けて欲しくって、その規律の言葉の中身としてどういうものをイメージされているのかというところをお伺いしたいのですが、お願いできますか。

○ こども政策課 関根主幹

そちらにつきまして、義務教育指導課様お願いできますでしょうか。

○ 義務教育指導課 芳賀指導主事

はい。義務教育指導課です。規律ある態度の中身についてですが、大きく 12 項目ございまし

て、1つが「登校時刻を守る」とか、「授業の開始時刻を守る」、「靴を揃えることができる」や、「整理整頓ができる」、「挨拶をすることができる」、「返事をするすることができる」、そのように、義務教育段階で必ず身に付けてほしいものを、12項目設定していると、そういったものになります。以上です。

○ 田口委員長

今の御説明を受けて川澄委員いかがですか。

○ 川澄委員

はい。ありがとうございます。そうすると、それがこの計画の中に、こどもの権利を守る・こども中心の社会をつくるというこの計画の中にそれを入れることの意味というか、ちょっとそぐわないようにやっぱり私は懸念をしてしまっていて、あくまでもこどもに権利主体性があって、こどもがまんなかで生きていくというものの中で、これはちょっと合わないようにどうしても感じてしまうのですが。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございました。確かに教育の中の目標ではあるのかもしれませんが、今回のこちらの計画については、ちょっとそぐわないんじゃないかというふうな御意見かなと思いますけれども、何か事務局から補足ありますか。

○ 黒澤こども政策課長

はい。すみません。こども政策課です。この規律ある態度、今の青少年健全育成・支援プランに掲げている指標でございますけれども、こちら今委員から御指摘がありました、こどもの権利の尊重や、そういったところの理念とはまた別にですね、青少年の健全育成という中で、そうした今おっしゃった義務教育指導課さんの方からお話があった態度というものが、身に付くということが健全な青少年の成長・育成に資するということで置かれているものだというふうに思われます。すみません。本日青少年課の方でも同じような会がございまして、出席しておらないところですが、そのように考えるところでございます。

○ 田口委員長

他の委員の皆様からもできましたら御意見等いただければと思います。清水委員、お願いします。

○ 清水委員

先ほどの県の説明の内容は明確で、「規律ある態度」という文言は、おそらく学習指導要領等を参照され用いられ、県の教育関係の施策に反映されている点は理解できます。しかし、今般、の議論の中で「こども大綱」や「こども基本法」が策定されたのは、学習指導要領等の改訂が行われた後に新たに国の施策が示されているわけです。つまり審議会で考えていることの方が、アップトゥーデイトな内容なのではないかと考えています。次の学習指導要領等の改訂の中で、それがどのように取り扱われるかはわかりませんが、今、議論している委員の考えや「児童の権利に関する条約」を重要視したこども・若者施策ということで考えるのであれば、一度考えられた方がいいのではないかとこの所感を私としては持っています。以上です。すみません。

○ 田口委員長

はい。今回の計画の趣旨からはちょっと再検討をしていただければというような御意見かなと思いますけれども。鈴木委員よろしくお願いします。

○ 鈴木委員

聞こえますか。先ほどの「学校に遅刻しない」とか、「靴を揃える」とか何とか、すごいお利口さんを育てるような気がしてならないんですけども、例えばヤングケアラーの子達なんかはもう遅刻をせざるをえない。それを周りの介護保険等で遅刻をしないように仕立てあげていくんだっていうこどもまんなか社会をつくろうとしているのか、このヤングケアラーのこどもたちの存在をそのままみんなで認めていこうというような部分も持っていないといけないのかなというふうな気がいたします。

もう1つ、先ほど指名されたときに発言ができなかったんですけども、こどもまんなか社会という言葉の中でこどもの意向を聴く、例えば乳幼児それから養護施設からの分離等において、何歳ぐらいからが本当に自分の意思を表現できるのか。0、1、2歳なんていうのは、もう自分の意見は言えないわけですよね。それから、3、4、5歳あたりでも、どうしてもお父さん・お母さんから離れたくないっていうので、うちにいるという意見を言うってしまう。でも未来的なことを我々が見れば、やっぱり母子分離の方が正解だろうなということもあり得るわけなんです、その点をどのようにこどもまんなか社会の中で、まんなかだから、こどもが言ったから、また、母子分離じゃなくて再統合しましたよ、みたいに簡単なことではいけないので、その辺はどのように周りがケアして、この子のためにどういう聞き取り方をすればいいのかということも突き詰めてほしいなという意見を持っております。はい。終わります。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございました。

ただいま後半の方にも意見が出ましたけれども、まず「規律ある態度」についてのところで進めたいと思いますが、その関係として、色々な困難を抱えるこどもたちの状況についても勘案しなければいけないのではないかなという御意見があったかなと思いますが、長根委員からお手が上がっております。よろしくお願いします。

○ 長根委員

はい。長根ですけれども、今の「規律ある態度」っていうのは、私も引っかけまして、昨今不登校とかがすごく増えていまして、どうやったら学校に行けるようになるだろうかとか、あとこどもの自殺とかも増えている中で、どうやったら防ぐことができるだろうかっていうところを考えると、その規律ある態度、靴を揃えるとか、朝時間を守るとか、それを強めているのは、不登校対策とか自殺対策にはならず、こどもの居場所を作るとか、遅れてもいいから、とりあえずじゃあ相談室に行こうよとか、そういうような対策を考えていかないと、その今問題になっている不登校、自殺とかというところは、全然解決に真逆かなっていうふうに思うんですよね。だから全く問題のないお子さんに対しては、それでいいのかもしれないですけども、今問題になっている、その増えてきている部分の対策としては、決して解決にはならないなっていうふうに感じました。以上です。

○ 田口委員長

はい。御意見ありがとうございました。他の方からも御意見、手が挙がっておりますので、石丸委員お願いします。

○ 石丸委員

はい。ありがとうございます。私も、やっぱり時代の流れに即してとか現状を踏まえてということで、今伺っていて思ったのですが、ちょうど埼玉県教育委員会のホームページの「『規律ある態度』について」というところを見ながらお話を伺っていたんですけども、内容として、「子供が社会の一員として守らなければならないきまりや行動の仕方を身に付け、時と場合に応じて自ら行動し、責任のある態度がとれるようにすることを目指して、「規律ある態度」の達成目標を掲げて」というところを拝見して、私自身も、子どもに約束を守るとか、丁寧な言葉遣いとか、靴を揃えてというのは、ずっと言ってきたことで、確かに必要なことでもあるなと思う一方で、やっぱりこれだけ委員の皆様から意見があり、もしかしたらその「規律ある態度」というネーミングというか、その呼称の問題もあるのかなっていう感じはしました。ただこの埼玉県教育委員会のホームページの調査結果を見ると、「規律ある態度」の達成目標に基づき、長年行われてきた調査でもあり、歴史ある埼玉県の「規律ある態度」というものは、非常に大切な要素がこの中に含まれている一方で、このネーミングなどは、時代に即し

てない、そういったところもあるのかなっていうふうに感じました。以上です。

○ 田口委員長

はい。御意見ありがとうございます。他に皆様いかがでしょうか。福田委員いかがですか。

○ 福田委員

はい。この「規律ある態度」という、「規律」とか「態度」という言葉の印象がとても強いインパクトを持っているというのは、実際に学校現場にいたときにも感じましたが、ただこの中身については、とても当たり前って言って、今、この言葉も難しいですけど、当然だと思っていることが、当たり前でないのが今かもしれませんけれど。例えば、「ありがとう」とか、「こんにちは」とか「さようなら」とか、普段、通常人と人がコミュニケーションをとるときに、必要であろうと、ほとんどの人が思っていると思われるような内容がこの規律ある態度の中には、代表的には靴を揃えるとかいうのが、何か先走った気がしましたけれども、それだけではないということで、もう一度改めてこの中身について、堅苦しいものばかりではないという感覚をどこかではっきりさせれば、御理解いただけるんじゃないかなと思います。本当に、当たり前っていう言葉がどこまで通じるかわかりませんが、人と人が一緒に生活をする以上、これは必要だというようなところに焦点を当てた、それぞれの行動の目標であったように私は思っております。そういう意味からは、それが広く学校教育の方で中心に使われていたと言われればそれまでかもしれませんけれども、内容的には、そんな難しいことを言っているものではないので、もう一度また私もおさらいしておきたいなと思ってお聞きしておりました。以上です。

○ 田口委員長

はい。この指標に掲げることの表現というか、そちらの問題とこの規律ある態度の中身、その中で色々な困難を抱えるこどもたちの中に対しては、そぐわないんじゃないかというような、両面からあろうかなと思います。これについてはいかがでしょうか。また、事務局はこういった御意見があったということを踏まえて、検討させていただいてということよろしいでしょうか。

○ こども政策課 関根主幹

義務教育指導課様の方で何かありますでしょうか。

○ 義務教育指導課 芳賀指導主事

義務教育指導課の芳賀でございます。ありがとうございます。規律ある態度の必要性といい

ますか、昔から知徳体の心の部分であり、これだけは、児童生徒が義務教育の段階で身に付けてもらいたいという、そういった必要性については、当課ではとても大切にしているところがございます。

○ 田口委員長

寺菌委員どうぞ。

○ 寺菌副委員長

埼玉県が示す「規律ある態度」とは、こどもまんなかでこどもが乳幼児期から大切にされて、身に付けていく社会的スキルの内容だと思います。「規律ある態度」の項目に関しては、本当に社会に出て必要な態度というところで、おそらく平成 23 年度からずっと調査をされて、埼玉県でも大切にされている態度の 1 つだと思います。埼玉県がこれまで積み重ねてこられた教育活動を維持しながら、新しいこどもまんなかの計画の指標ができると思いました。すみません。感想ですけれども。よろしくお願いいたします。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございました。福田委員お願いします。

○ 福田委員

福田です。今お話を聞いていて、ちょっと思い出したんですけど、人が人として生きていくうちには、色々な社会の中で生きていくことになると思うんですね、小さな社会というのは、何人からその社会と言うのかっていうのもまた難しい議論になると思うんですけども、例えば友達だったり、大人だったり、自分を守ってくれるとか、色々なことがあります。例えば、食べ物を食べなければ生きていけないとすれば、その作ってくださっている生産者も目に見えないところでは、お世話になっているというか、力になってくれているわけです。魚を取りに行ってる人や野菜を作っている人、だから学校の給食は、体の具合が悪くない限りは、何でも食べましようとかいうような指導まで、「規律ある態度」というのは、道德の教育の中で行われてきたものとか、ここまでっていう範囲がなかったものをまとめたもののように思うんですね。例えば、靴のことをさっき言いましたけど、上履きを揃えとか、靴を脱いだら向きを変えられるかというのは、別に変えなくたっていいことです。次の人が変えて履けばいいわけですけど、そうじゃなくて、相手のことを思えば、向きを変えておいた方が次の人が使いやすいんじゃないかなっていう考えのもともあるわけです。でもそんなこといいじゃないかって人もいるわけです。そんなこと言っていると人間の何か物の判断っていうのは、本当にプラスかマイナスじゃなくて、その間のことがいっぱいあって、オンかオフじゃなくて、細かな基

準があって本当はこっちに近いんだとか、例えば賛成とか反対とかって言ったら、賛成の意見に近いんだけど反対だとか、そういうふうにしていくと数字で表したり、人間の心や行動っていうのは、そう簡単には表れないようなものなんかものすごくたくさんあるので、学校生活、家庭での親子の関係とか、地域でのこととか、色々なことを考えていくと、一体何が大事なのかなっていうあたりがまとめられたものだっていうふうに私は解釈して、こどもたちと対応していた思い出があります。例えば、地域の人との関わりを持つというときにも、何かしていただけるようなところに参加したときに、さっき言いました「ありがとう」の一言が、何か和みを作ったりとか、次に、一生懸命やってくださった方が「よっしゃ、今度またやってみよう」って気持ちになったりとか、こどもの一言が地域の活性化にまで繋がったような例もあります。ですから、長くなりますけれど、規律ある態度の中身のことについて、皆さんでもう一度見直すのも大事ですし、それからこの言葉をここにどういう言葉で当てはめようかということを検討していったらいいんじゃないかなと思いました。以上です。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございます。両方に踏み込んだ御意見いただきましてありがとうございます。では、まず清水委員お願いします。

○ 清水委員

すみません。私の発言で議論が紛糾してしまいましたが、先ほどの発言の補足です。インクルージョンの視点から考えると、このインパクトのある言い方が、果たして適切かどうかという点をお伝えしておきたいと思います。インクルージョンの視点から考えると、この表現が、もうちょっと違う仕方があるのではないかということを申し上げておきたいと思います。以上です。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございます。保角委員からも手が挙がっておりましたので、どうぞ。

○ 保角委員

皆さんの意見を聞きまして、やっぱりその表現の仕方、「規律ある態度」というのが、とても上から目線でこうしていくんだみたいな、義務教育の中で強く先生から指導していくみたいな、そういうものが見えるので、違和感を感じたのと、あともう1つですね、100%を目指すという数字の部分が、相まって違和感があるんだと思います。先ほど清水委員がおっしゃったようにそれがやろうと思ってもできない子もいるわけですね。その部分をやっぱり加味した目標値、中身もそうですけども、そこを加味した目標値をちゃんと定めていかないと、何が

何でも全員がそうさせるんだっていうのが、100%という数字で、何かこちらにすごく強烈なインパクトを与えたのかもしれないなというふうに思っていますので、そちらも含めて検討いただければと思います。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございます。皆さんの方からも、色々な御意見をいただきまして、そういった表現の問題と、それからその目標達成の数値の目標ですね、それらの点ございまして、この辺はまた担当課の方でも検討いただき、案として審議会としてはですねこのような意見があったということでお伝えできればというところでよろしいでしょうか。

それから先ほど鈴木委員の方から御発言の中でありました、こどもの意見表明というところについて、年齢的なこともあるということなんですけれども、その辺どのように考えるかということで、これは事務局の方、こども安全課の方でよろしいですか。

○ 菊池こども安全課長

はい。こども安全課長の菊池でございます。少し狭い範囲になりますが、社会的養護に係る部分の意見表明についてお話しさせていただければと思います。年齢についてどうなのかというお話がありましたけれども、おそらくその年齢、年齢ごとのこどもの気持ちというものがありますので、発達状況にもよると思いますけれども、年齢ごとにやっぱりこどもの気持ちがあるかだと思います。それで、今まで社会的養護にかかるお子さんについては、やはり施設に入っていたり、家庭を離れているお子さんについては、なかなかやっぱり本人の本音としては帰りたい気持ちがやっぱりあったりとか、親に会いたいという気持ちがあったりとか、そういった気持ちを抱えながら生活しているところで、その中でどうしても大人側が我慢をさせるというか、気持ちを表明する部分についてもなかなか言えないというようなお子さんも多くいらっしゃるって、やはりそういった気持ちはきちんと言った上で、大人側がそういう気持ちをケアしていくという部分をやっぱりやっていかなくちゃいけないだろうというところがあって、そういった部分ではきちんとこどもの意見を表明させることが我々としては大事だと思っています。一方でおっしゃったように、こどもが言ったから、じゃあ実際帰れるのかということと現実とは違うので、家庭の状況によりますので、そうした中でやっぱり言った・言わないという部分だけではなくて総合的に判断していくのかなとは思っています。ただ、繰り返しになりますけれども、やっぱりそういうこどもの持っている気持ちを我慢させたり、否定させたりするのではなくて、気持ちをきちんと言った上で、そこに対して大人側がケアをしていくということが大切なのかなと考えております。以上になります。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございました。こどもの気持ちを酌み取った上でまた判断していくかということになろうかなと思いますけれども、鈴木委員よろしいでしょうか。

それでは時間の方も1時間ほど経ってしまいましたので、皆さんから追加で御意見がなければ、休憩をしたいと思います。よろしいですか。それではこの計画案につきましては、一旦ここで終了とさせていただきたいと思いますが、事務局の方はよろしいでしょうか。

○ 黒澤こども政策課長

はい。皆様の貴重な御意見、誠にありがとうございました。本日の御意見を色々と参考にさせていただきまして、引き続き計画の策定を進めていきたいと存じます。ありがとうございます。

○ 田口委員長

活発な御意見いただきましてありがとうございます。

それでは、5分ほど休憩をいたしまして再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

◎ 5分間 休憩

○ 田口委員長

それでは、5分ほど経ちましたので再開をしたいと思います。

先ほどの「規律ある態度」という言葉につきましても、青少年プランの方から引き継いでいるということもありまして、これからまた事務サイドの方でも、その辺もよく調整をいただいて計画にどのようにするかをお考えいただければと思います。よろしくお願いします。

◎ 議事

(2) 児童養護部会における審議経過について

○ 田口委員長

それでは、続きまして次の事項に移りたいと思います。

「審議事項3 (2) 児童養護部会における審議経過について」事務局より御説明をお願いします。

○ 菊池こども安全課長

こども安全課長の菊池でございます。

児童養護部会における審議結果について御報告を申し上げます。児童養護部会における審議結果につきましては、前回の児童福祉審議会、令和6年度第2回児童養護部会までの審議結

果を御報告しております。本日は前回以降に開催されました令和6年度第3回の児童養護部会の結果を御報告いたします。

児童養護部会につきましては、里親の認定に関する事項、児童相談所の行う措置に関する事項、被措置児童等虐待の報告に関する事項について、調査審議することとされております。これらの審議事項につきましては、埼玉県児童福祉審議会規則第7条第6項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることとされており、同条第7項の規定により、審議結果を児童福祉審議会に報告することとされております。なお、児童養護部会の審議につきましては、里親や児童などの個人情報を扱うことから、非公開で行っております。このため、本日の報告につきましても、個人情報を含まない形での報告になりますので、御了承くださいますようお願いいたします。

それでは資料6を御覧ください。初めに、「1 里親の認定に関する審議」について御報告いたします。これは里親になることを希望する者について、その適否を御審議いただくものでございます。(1)の開催及び審議状況のとおり、令和6年度第3回の児童養護部会において、里親となることを希望する4世帯について御審議いただきました。4世帯すべてについて里親として認定することが適当との答申をいただいております。次に(2)認定・登録里親の状況でございますが、まずアの種類別を御覧ください。里親の種類といたしましては、保護者のない児童や保護者に監護させることが不適当な児童を養育する養育里親。また、この養育里親のうち、特に被虐待児や、非行児または障害児を養育する専門里親、それから、養子縁組により、養親になることを希望する養子縁組里親、児童の両親が死亡や行方不明・拘禁・入院などの理由により養育できない場合に、扶養義務のある親族が養育する親族里親。以上の4種類がございまして、重複して登録することも可能でございます。里親として認定することが適当との答申をいただいた4世帯のうち、養育里親と養子縁組里親の両方への登録が3世帯、里父が養育里親と養子縁組里親の両方へ登録し、里母の方が養子縁組里親のみの登録になった世帯が1世帯となっております。なお、種類別の表には世帯数人数を併記しておりまして、世帯数については延べの数となっております。また養育里親のみ、親族里親の登録はございませんでした。次にイの職業別、ウの年齢別につきましては、資料のとおりでございます。里親の認定に関する審議については以上でございます。

続きまして「2 児童相談所の採る措置に関する審議」について御報告いたします。これは児童相談所が、児童について入所施設等の措置が必要であると判断したにもかかわらず、保護者がこれに反対の意向を示した場合など、児童相談所の方針の適否などを御審議いただくものです。御審議いただいた6件すべてについて、児童相談所の方針どおり、施設入所等の措置を採ることが適当であるとの答申をいただきました。

児童養護部会における審議結果の報告は以上でございます。

なお、今年度から新設されました意見聴取部会にかかる報告案件はございません。報告は以

上になります。

○ 田口委員長

はい。御報告ありがとうございます。ただいまの御報告ありましたけれども、御質問、御意見ございますか。部会の報告ということでよろしいでしょうか。

◎ 議事

(3) 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」について

○ 田口委員長

それでは次の議題に移りたいと思います。

次に「審議事項3の(3)「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」について」事務局より御説明をお願いします。

○ 多久島こども安全課 児童虐待対策幹

はい。こども安全課 児童虐待対策幹の多久島と申します。よろしくお願いします。私からは、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について御説明させていただきます。

まず資料の説明に入ります前に、こちらの一時保護施設ですけれども、児童相談所に敷設する一時保護施設のことになります。本県には現在7つの児童相談所がございまして、上尾にある中央、川口市にある南、川越、所沢、熊谷、越谷、草加のうち、川越と草加以外の児童相談所に敷設されております。来年度からは朝霞の方にも児童相談所が新設されますので、来年度からは全部で8つの児童相談所、6つの一時保護所となる予定です。

この度、児童福祉法の改正に伴いまして、国の方で一時保護所の基準が定められました。国の基準につきましては令和6年4月1日に施行されておりますけれども、都道府県でも同様に、条例で基準を定めることとされましたので、現在、各児童相談所と、現場の運用について全体的な再確認をしながらですね、意見交換等を行っているところでございます。そこで、委員の皆様からも、もし何かございましたら御意見等を頂戴いたしまして、今後の運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、こちら資料、経緯について御説明いたします。従来、一時保護施設につきましては、独自の基準はございませんでしたが、令和4年6月15日の児童福祉法改正によりまして、国において一時保護施設の設備及び運営の基準を策定することとされまして、都道府県はこの国の基準に従い、または基準を参酌して、条例で基準を定めなければならないこととされました。また、この施行日である令和6年4月1日から起算して1年を超えない範囲内において、都道府県の条例が制定、施行されることともされておりますので、今年度中に都道府県の条例で定めることが必要となっております。

次に、基準の概要についてでございます。初めにこの基準は先ほど申し上げましたとおり、従うべき基準と参酌すべき基準がございます。従うべき基準というのは国の基準に必ず適合しなければならない基準でありまして、参酌すべき基準とは、国の基準を十分参照しなければならない基準のことです。そのため、資料につきましては区別ができるよう、従うべき基準については赤字で掲載させていただいております。まず全般でございますけども、一時保護施設は、基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない、とされております。また、一時保護施設ですけども、児童の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めること、また、自ら行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないとされております。

次に、施設についての基準でございます。この基準は、児童の居室の定員、面積について、資料にありますとおり、具体的に定められております。特に少年につきましては、個室とするようにと、一室の定員が1人ですので、個室とするよう努めることとされております。また、できる限り家庭的な環境において、安全にかつ安心に暮らすことができるようにということと、少人数の生活単位であるユニットの整備をするように努めるようにということとされております。さらに、居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティー等に配慮すること、児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分配慮した環境を整えることとされております。

次に、人員についての基準ですけども、児童指導員及び保育士、嘱託医など、職員の配置基準が定められております。またそれぞれ置かなければならないこととされております。また、夜間の職員の配置についても、2人以上と定められておりまして、夜間通告対応を行う職員も別に置くよう努めることとされております。さらに都道府県知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質向上の研修の機会を確保しなければならないとされております。

続きまして、最後に、運営に関する基準でございます。今回の基準では児童の権利擁護に重点が置かれておりまして、一時保護を行うに当たって、当該児童の事情に応じた説明を行わなければならないことを、入所した児童の意見または意向を尊重した支援を行わなければならないこととされております。一時保護施設においては正当な理由なく、児童の権利を制限してはならず、やむを得ず児童の権利を制限するに当たってはその理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない、とされております。この辺りはいろいろ議論があるところですので、今各児童相談所とですね、検討の方を行っているところでございます。また次に、合理的な理由もなく、児童の所持する物の持ち込みを禁止してはならず、やむを得ず持ち込みを禁止するに当たっては、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならないとされております。この辺りも所持物も色々なものがございまして、危険物等今現在禁止したりというのはあるんですけども、それぞれ各児童相談所も含めてですね、議論の方

を行っておるところでございます。また、学習につきましても、児童の希望を尊重しつつ、様々な事情を勘案して、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。現在通学の方はなかなかできていない状況もございますので、この辺りでもですね、基準も含めて確認の方をさせていただいております。なお、これらの基準につきまして経過措置というのが設けられております。また、一時保護施設につきましては、このように児童が安全に過ごせるように、また入所児童間のトラブルが生じないようにするためにですね、一定のルールを定めて、処遇を行っておるんですけども、やはりこの基準に基づきルールを変えるのか、また今の現状を変えないのかも含めてですね、児童への影響も見極めながら慎重に検討を行う必要があると考えておるところでございます。

最後に今後の対応でございます。この基準を踏まえまして、実際にどのように児童の処遇を行っていくかにつきましては、今後詳細に検討していく必要があると考えておりまして、まずは、入所児童のアンケートを実施したところでございます。その結果については、10 ページにまとめられておりますので御覧いただければと思います。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いします。

○ 田口委員長

はい。御説明ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御質問、御意見ございますか。清水委員、お願いします。

○ 清水委員

はい。よろしくお願いします。

今回の法令の改正とは違う話なのですがよろしいでしょうか。入所している一時保護のこどもの学習権、学ぶ権利の尊重という点です。タブレットなど、学習に際して自由に使えるような状況になっているかについてお聞きしたいと思います。他県の児相の方と意見交換をした際に、学校では GIGA スクール構想でタブレットや端末が 1 台というようところが保証されていると思います。他県の一時保護所ではなかなかそこまでは手が回っていない状態だとお聞きしました。本県の状況についてお尋ねができればと思います。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございます。それでは、こども安全課の方よろしくお願いします。

○ 多久島こども安全課 児童虐待対策幹

はい。今の御質問にお答えいたします。

現状といたしましては、ちょうどコロナの頃でしょうか、タブレットが各児相に配布された

という経緯もございまして、児相の方には幾つか何台かですね、タブレットは置いてありまして、それを活用したりしなかったりと様々な状況の方はございます。ただ、やはり学習権の保障、勉強という意味ではですね、今、学習指導員というのがおりまして、個別にプリント等を使って学習の方を行っているんですけども、タブレットを使って、例えば学校とつなぐオンライン授業とかというのは、やっぱり外部との接触という危険性もございますので、外部と通信しながらという、学校と通信しながらという現状はございませんが、タブレットを利用して色々なアプリを使ってというのは個別にやっているというのも聞いておる状況でございます。以上になります。

○ 田口委員長

はい。清水委員よろしいですか。

○ 清水委員

はい。どうもありがとうございます。

○ 田口委員長

はい。今回の基準などの適用に際して、改修とか色々そういった施設面の整備とか、そういうところとか対応は必要になるのでしょうか。

○ 多久島こども安全課 児童虐待対策幹

はい。施設面の整備の関係でございます。例えば、先ほど個室化とかユニット化とかありましたけども、今現状といたしましては、去年、新設しました熊谷の児童相談所と、来年度新設する朝霞につきましてはこの条件は満たしております。ただその他の一時保護所については基準を満たしておりませんので、経過措置として既存施設についてはこの条件を満たさなくても、とあるんですけども、やはりこどもたちのために何か改修したいということがございますので、中央児相については今改修に向けて設計業務を行っているところでございます。その他の児童相談所につきましては、こういった基準を定めることというのもございますので、検討が必要にあると感じているところでございます。以上になります。

○ 田口委員長

ありがとうございました。他の皆様からいかがでしょうか。

川澄委員お願いします。

○ 川澄委員

ありがとうございます。川澄です。大きく分けて2点あります。

まず1点目なんですけれども、一時保護所の中なので、安全とこどもの権利をどのくらい充実させるかというところのバランスが難しいことは重々承知しております。ただ、見るとですね、例えば、ムダ毛の処理をもっとさせてほしいとか、髪の毛を自由にさせてほしいとか、結構そういったところで、もうちょっとバランスがとれそうなのところもあるのかなっていう面が感じられました。その中で運営の基準のところ、「一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならず、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理由を得るように努めなければならない。」とあるので、これは一時保護所内でのルールについてもきつと適用されるのかな、と思っていて、その中で、例えばその中にあるようなムダ毛の処理ができないとか、例えば髪の毛を自由にさせてほしいという、これも権利ですね、こどもの権利なので、この辺りについても一時保護所内でのルールについても、こどもたちが納得を得られるように周知をしたり意見交換をしたりっていうところをもっと充実されると良いのかなと思っているというのが1点です。

もう1点ですが、意見表明支援事業が始まってこどもの意見を聴くということがなされていくことと思うんですが、特に一時保護所の中にいるこどもたちというのは、意見表明する機会があればいいというのではなくて、そもそもするということに対するハードルがとても高く、多分子どもの権利ノートとかで説明はされているし、アドボケイトが来るときにはその周知はされているんだと思うんですが、そもそも権利主体性があるということを認知できない状況にあると私常々感じていて、それはもともと親とか親族から虐待を受けていて自己肯定感が下がっているところに、さらに保護所の中に入ると、こういったルールが厳しいということで、自分たちの権利がさらに制限をされているという経験を積んでしまう関係で、やっぱり言っても無駄だとか、言ってしまったらより悪くなるんじゃないかっていう思いを内心に抱えている子がとても多くなっているのが、常々思っているんです。なので、この基準とか、今作ってらっしゃる目的はすごく私も良いと思うのですが、それをより実効的なものにする上でも、意見を表明することへのハードルが高いということ、そもそも入ったときに権利の主体だということを、もっとこどもたちが実感し、それを行使していいんだよっていうのをちゃんと諮らせて、分かってもらえるような手続きだったり、何か仕組みというものが、まずもって一番重要なんじゃないかというのは常々感じているので、この辺りをぜひ御検討いただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○ 田口委員長

ただいまの御意見につきまして、こども安全課の方はいかがですか。

○ 多久島こども安全課児童虐待対策幹

はい。おっしゃるとおり権利の制限というところにつきましては、先ほどこちらのアンケート

トにもございますとおり、ムダ毛の処理ですとか、髪型とか、身だしなみとかですね、特に若い子はおしゃれな子も多いですので、そういった各児童相談所の今の運用状況については、色々お聞きしているところでございます。当然、安全性とかですねルール、その辺りを設けなくても問題なければいいかなというところもあるんですけど、一方で年齢も色々な子がおりますので、例えば髪の毛も、金髪だと怖がってしまったりとかですね、なかなかその辺のバランスを取るところは難しいところかなとあるんですけども、今回各児相からちょっと細かいことまで現状を出していただいて、課題も含めてですね、議論しているところでございます。ぜひこの機会にですね、1回すべて洗いざらい再確認をさせていただいて、できるだけこの基準の趣旨に沿った運用をできればなというところで考えてございます。

また意見表明等につきましてはおっしゃるとおり、制度としては権利ノートとか、意見表明支援員が来たりとかですね、あとは意見箱なんかも設置しておりますけども、今回もアンケートいたしましたけども、なかなかその意見をすることができないとか、大人に対して信頼がなくなってしまうとか、色々な子もございますので、そういった方につきましては改めて児童指導員や保育士の方から話してもらえような環境を、そういった状況を作るということは大事です。そういったものは研修の場とかで通じてですね、ぜひ対応の方をお願いしていきたいなというふうに考えております。以上になります。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございます。

基準の趣旨に沿って検討しているというところかと思いますが、川澄委員よろしいでしょうか。

○ 川澄委員

はい。ありがとうございます。

ぜひ子どもたちに権利があってそれを使っていいんだよと思えるような声かけと働きかけをしていただければと思います。よろしくお願いします。

○ 田口委員長

それではお待たせいたしました。保角委員、お願いいたします。

○ 保角委員

はい。ありがとうございます。

私たち里親のもとには、一時保護所からお子さんを預かったりという形で、一時保護所がどういうところなのかというのは、お子さんを通してですね、お聞きをしたりしております。そ

の中で、一時保護所なので、保護する必要があって一時保護所に入っているわけですが、残念ながら、保護所よりは虐待している親の方がいいという、そっちに戻りたいという御意見もあるぐらい、ちょっとこどもたちには、過酷な環境だったのかなっていうふうに思っています。先ほど学習のお話がありましたけれども、やはりドリルとか、その年齢に合わせた教育資料を与えられて、それをただこなすだけという学習の中で、その学習の喜びも感じないし、同じ年齢がいれば、同じ先生に教わったりとか、そういう当たり前の義務教育の環境もありませんので、本当に学習に当たっては、学びたい時期のこどもが、本当にきちっと学べるようにしていただきたいなというふうに思います。

それとちょっと別なんですけれども、この運営の基準の概要の2のところですね、運営に施錠等により児童の行動性を制限してはならないというふうにあるんですけども、例えば、保護所からは多分出られないように施錠するんだというふうに思うんですけど、この施錠というのは、例えば個人の部屋に施錠するとかそういうイメージなんでしょうか。あと男女が別になっていくかなっていうふうに思うんですけども、その男女の、例えば棟を分けたところに施錠するとかそういうイメージなのか、お伺いをします。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございます。

それではこども安全課からよろしくお願いします。

○ 多久島こども安全課児童虐待対策幹

はい。2点お答えいたします。

まず、初めの学習支援の方につきましても、やはり今回の機会を捉えて1度考えていきたいなど、何ができるのか、できないのかも含めて考えていきたいと考えております。また、もちろん施錠につきましては入口には当然ございますけれども、いわゆるこの趣旨といたしまして、個室に閉じ込めないということで、これは今も一切ございませんので、御安心ください。あとは男女別というところにつきましては、例えば1階と2階で分けてたりとか、そういったところはございますけれども、こちらも施錠するということではございません。個室化の施錠につきまして基準ができました。はい。以上になります。

○ 菊池こども安全課長

こども安全課長です。すみません。施錠についてなんですけれども、基本的には児童福祉施設は、いわゆる外から鍵をかけて閉じ込めるように施錠してはいけないという趣旨になります。一部、国立の児童自立支援施設にのみ、家庭裁判所の許可を得てそういうことができるという規定になっておりますので、そういった趣旨で施錠してはいけないということになってお

ります。以上です。

○ 田口委員長

はい。ありがとうございました。保角委員よろしいですか。他の皆様いかがでしょうか。

今回また基準できまして、よりよい処遇に向けて努めていただければと思いますが、よろしいでしょうか。今後条例がまた出されるということですが、よろしくお願いします。

それでは、これをもちまして本日の審議事項はすべて終わらせていただきます。本日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

進行の方、事務局にお返しいたします。

○ 司会

はい。どうもありがとうございました。

次回の審議會は令和7年1月頃を予定しております。改めて事務局から開催方法や日程調整の御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして令和6年度第3回埼玉県児童福祉審議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

議事の内容について、以上のとおりで相違ありません。

委 員 長 田口 伸

署名委員

委 員 長根 亜紀子

委 員 保角 美代